

令和8年度における国立大学法人大阪大学の障がい者就労施設等からの
物品等の調達を推進を図るための方針

国立大学法人大阪大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和8年度における国立大学法人大阪大学の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障がい者就労施設等からの物品等の調達の目標

障がい者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）に周知徹底すること等により推進に努める。

2 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本学の全ての調達担当部局に適用する。

なお、調達担当部局は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、国立大学法人大阪大学契約規則第34条第1項第14号を適用して障がい者就労施設等と随意契約を締結するなど、障がい者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用していること又は障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達してい

ることに配慮する等障がい者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達推進体制

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、経理部会計管理課は、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達実績を経理部会計管理課に報告する。
- ② 経理部会計管理課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条1項に基づき、その概要を速やかに国立大学法人大阪大学ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。